

審査基準の改定概要

1 改定の主な理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第222号。以下「改正令」という。）の施行に伴い、運転免許の効力の停止等の審査基準について改定した。

2 改定内容

改正令により、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2に掲げる一般違反行為の種別名称について、「整備不良（制動装置等）」が「自動車等整備不良（制動装置等）」に、「整備不良（尾灯等）」が「自動車等整備不良（尾灯等）」にそれぞれ改められたことから、危険性帯有の対象として評価が可能な一般違反行為の種別名称及び暴走行為者等に対する運転免許の効力の停止等の違反行為名称を改めた。

3 施行日

令和8年4月1日

改定する審査基準

- 運転免許（試験により判断する場合以外の場合）
（道路交通法第90条第5項）